

健康増進施設整備・運営事業
指定管理に関する年度協定書（案）

令和3年（2021年）5月

西知多医療厚生組合

健康増進施設整備・運営事業
指定管理に関する年度協定書（案）

西知多医療厚生組合（以下「組合」という。）と【●●●●】（以下「事業者」という。）は、組合と事業者が令和4年（2022年）●月●日付で締結した「健康増進施設整備・運営事業 事業契約書」（以下「事業契約」という。）に基づき、次の条項により健康増進施設整備・運営事業指定管理に関する年度協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。

なお、本契約において使用される用語は、特段の規定のある場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、事業契約で定義された意味を有するものとする。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、本施設の維持管理及び運営業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び業務の対価として支払われるサービス対価を定めることを目的とする。

（年度協定の期間）

第2条 令和●年度（20●●年度）の年度協定の期間は、令和●年（20●●年）4月1日から令和●年（20●●年）3月31日までとする。

（業務内容）

第3条 令和●年度（20●●年度）の業務内容は、別紙の事業計画書に記載のとおりとする。

（サービス対価）

第4条 令和●年度（20●●年度）の本業務の実施に係るサービス対価は、金【●●●●】円（消費税等相当額を含む。）とし、年4回（7月、10月、1月及び翌年4月）に分けて支払うものとする。

（本施設の休館日及び開館時間）

第5条 令和●年度（20●●年度）の本施設の休館日及び開館時間は、別表第1のとおりとする。

（本施設の利用料）

第6条 令和●年度（20●●年度）の本施設の利用料は、別表第2のとおりとする。

（本施設の使用料）

第7条 本施設に係る建物及び土地の使用料は、無償とする。

(疑義等の決定)

第8条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には事業契約によるものとする。事業契約にも定めのない事項については、組合と事業者の協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、組合及び事業者記名押印の上、各々1部を保有する。

令和[]年([]年)[]月[]日

愛知県知多市三反田3丁目1番地の2
西知多医療厚生組合
管理者

(事業者)

(住所)

(事業者名)

(代表者名)

印

別表第1 本施設の休館日及び開館時間（第5条 関係）

施設名	休館日	開館時間
プール		
トレーニングジム		
スタジオ（兼）講義室		
●●施設（提案施設）		

別表第2 本施設の利用料（第6条 関係）

施設名	単位	利用料
プール		
トレーニングジム		
スタジオ（兼）講義室		
●●施設（提案施設）		